

新松戸中央総合病院面会規程

1. 目的

本規定は、入院患者の療養環境の維持、安全確保、感染防止および患者・家族等との適切な面会機会の確保を目的として定める。また、患者の権利および家族支援の観点から、必要以上の面会制限を行わないことを基本方針とする。

2. 適用範囲

本規定は、当院に入院する全患者および面会者に適用する。

3. 基本方針

当院は、患者の療養上必要な面会機会の確保に努める。

面会制限は、感染対策、安全管理、診療上必要な場合等、合理的理由に基づき実施する。

面会制限を行う場合においても、一律かつ過度な制限とならないよう配慮する。

終末期、手術前後、病状説明時その他病院が必要と認める場合は、個別に柔軟な対応を行う。

本規定は、感染症流行状況、厚生労働省通知、診療報酬改定内容等を踏まえ定期的な見直しを行う。

4. 面会時間

区分	面会時間
----	------

一般病棟	14:00～20:00（土曜・日曜・祝日を含む）
------	--------------------------

ICU	14:00～20:00（土曜・日曜・祝日を含む）15分以内
-----	-------------------------------

※診療、処置、患者状態、感染対策上の必要性等により、面会時間の変更または制限を行う場合がある。

5. 面会対象者

面会者は原則として家族、親族または患者が希望する者とする。

面会人数は患者療養環境を考慮し必要最小限とする。

小児の面会は、0歳から中学生は不可とする。

6. 面会時の遵守事項

面会者は以下事項を遵守する。

- ・ 所定の受付手続きを行うこと（救急受付記載台にある「面会確認票」を記入）
- ・ 手指衛生を実施すること
- ・ 必要時にマスクを着用すること
- ・ 発熱 37℃以上、咳、咽頭痛、下痢その他感染症を疑う症状がある場合は来院を控えること

- ・他患者の療養環境を損なう行為を行わないこと
- ・病院職員の指示に従うこと

7. 面会制限

当院は以下の場合、面会を制限または禁止することができる。

- ・院内感染対策上必要と判断した場合
- ・感染症流行時
- ・患者状態が不安定な場合
- ・集中治療管理中等、診療上必要な場合
- ・病棟運営上支障がある場合
- ・その他病院長が必要と認めた場合

8. 面会制限時の対応

面会制限時においても、患者状態や家族支援の必要性を考慮し、個別対応を検討する。

必要に応じ、オンライン面会等の代替手段を活用する。

終末期患者等については、患者・家族への配慮を優先し、個別に対応する。

9. 周知方法

本規定は、以下の方法により周知する。

- ・院内掲示
- ・病院ホームページ
- ・入院案内
- ・病棟掲示

10. 持ち込み品・お見舞い品について

患者様の療養環境の維持、安全確保および感染防止の観点から、持ち込み品・お見舞い品について下記のとおり定める。

なお、万が一紛失・盗難等が発生した場合、当院は責任を負いかねるものとする。

- ・生花、ドライフラワー、プリザーブドフラワーの病室・居室への持ち込みは禁止とする。
※生花や花瓶の水等は、細菌や真菌等が増殖しやすい環境となる場合があり、感染対策上好ましくないため。
- ・食べ物・飲み物の持ち込みは、主治医より許可がある場合を除き禁止とする。
※病状により食事制限が必要な場合があり、治療上および感染予防の観点から制限するものとする。
- ・病室内への私物の持ち込みは必要最小限とする。
※病室周辺の環境整備および感染対策の観点から、ベッド周囲への多数の私物の設置は

禁止とする。

- ・写真立て等は、原則 1 点程度までとする。
- ・ぬいぐるみ等、埃が付着しやすい物品については、長期間病室内へ置かないものとする。
- ・刃物類（包丁・カミソリ・ナイフ・カッター・ハサミ等）の持ち込みは禁止とする。
- ・必要時は病棟スタッフへ申し出るものとする。
- ・携帯電話・パソコン以外の電子機器の持ち込みは禁止とする。

※医療機器への影響、安全管理および療養環境維持の観点から制限するものとする。

その他、療養上または安全管理上不適切と当院が判断した物品については、持ち込みを禁止または制限する場合がある。

1 1. 記録・運用管理

面会制限の実施状況については、必要に応じて病棟にて記録管理を行う。

感染症流行等による面会制限強化時は、院内会議体（感染対策委員会等）で協議する。

本規定の見直しは定期的に実施する。

1 2. 所管

本規定の所管は医事課とする。

附則

本規定は 2026 年 6 月 1 日より施行する。